

金融庁における法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)に関するアンケート様式

記入年月日 平成17年\_\_月\_\_日

実施要領(別紙1)及び「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」(別紙3)をご参照の上、以下の質問にお答え下さい。

【回答者】

※氏名、住所、職業等の個人情報ははじめとする回答者に関する情報は、回答がどのような立場からなされたものかを確認するとともに、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただくために利用するものですので、必ずご記入下さい。ご記入なき場合は、回答がなかったものとみなすことがありますのでご注意ください。なお、回答者に関する情報をこれ以外の目的に利用することはありません。また、アンケートに記載されたこれらの情報は公表いたしません。

・ 個人の場合

氏名:	)
住所:	
電話番号:	
職業:	

・ 法人又は団体の場合

商号又は名称:	)
業種:	
本店等の所在地:	
電話番号:	
担当者名:	

I. 周知・利用状況について

1. 金融庁のノーアクションレター制度をご存知ですか。

- イ. はい
- ロ. いいえ

1-1. 1で「イ. はい」と答え方にお聞きします。

金融庁のノーアクションレター制度をどこでお知りになりましたか。

イ. 業界団体からの通知等

ロ. ホームページ

ホームページ名 [

ハ. 新聞報道

ニ. 書籍または雑誌

書籍または雑誌名 [

ホ. その他 [

2. 現在、金融庁では、ノーアクションレター制度について、ホームページに掲載するなどして周知を行っていますが、その他に望ましいと考えられる周知方法がありましたらお書き下さい。

[

3. 金融庁のノーアクションレター制度を利用したことがありますか。

イ. はい

ロ. いいえ

3-1. 3で「ロ. いいえ」と答えた方にお聞きします。

これまで金融庁のノーアクションレター制度を利用しなかった理由は何ですか。(複数回答可)

イ. 照会するような事案が発生したことがない。

ロ. 制度の存在自体は知っていたが、照会方法や照会手続きなど、制度の内容を知らなかった。

ハ. 制度の内容を理解できない。

ニ. 制度を利用できるケースが限定的(狭い)

ホ. 制度の中に、利用をためらう要件がある。

ヘ. 照会手続きが煩雑、面倒

ト. その他 [

## II. 運用状況について

1. これまでに、金融庁のノーアクションレター制度の利用を考え、金融庁(又は財務局)へのお問い合わせ、来訪をされたことはありますか。

イ. はい

ロ. いいえ

1-1. 1で「イ. はい」と答えた方にお聞きします。

(1) 問合せ先・来訪先はどちらですか。

- イ. 金融庁(担当部署名: )
- ロ. 財務局(財務局名: )

(2) 何についてお問い合わせをされましたか。

- イ. 制度の内容や照会手続等
- ロ. 照会を検討している具体的な事案(ドラフト含む)
- ハ. その他 ( )

(3) お問い合わせに対する対応には満足されましたか。

- イ. 満足した。
- ロ. 不満であった。

(4) どのような点が満足又は不満でしたか。そのときの対応状況を含め具体的にお答え下さい。

( )

(5) その他受付時の対応につきお気づきの点があればお書き下さい。

( )

### Ⅲ. 現行制度について

金融庁における現行のノーアクションレター制度は別紙3のとおりです。これを参考にしながら以下の質問にお答え下さい。

1. 対象範囲について

(1) 金融庁のノーアクションレター制度における対象範囲は、金融庁所管の法令に関する事項であって、以下の要件のいずれかを満たすものですが、これについてどのように考えますか。

- ① その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか
- ② その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか
- ③ その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等(不利益処分)を受けることがないかどうか

- イ. 現行の範囲は広すぎる。
- ロ. 現行の範囲で適当である。
- ハ. 現行の範囲は狭すぎる。

(1)-1. (1)で「ハ. 現行の範囲は狭すぎる。」と答えた方にお聞きます。

上記①～③のほかにも、どのような場合が対象に加えらるべきと考えますか。

[ ]

## 2. 照会者の範囲

(1) 金融庁のノーアクションレター制度における照会者は、自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管の法令の適用に係る照会を行う者であって、照会者並びに照会及び回答の内容が公表されることに同意している者とされていますが、これを適当であると考えますか。

- イ. はい
- ロ. いいえ

(1)-1. (1)で「ロ. いいえ」と答えた方にお聞きます。

i. 次の要件のうち、いずれが問題であると考えますか。(複数回答可)

- イ. 自己の事業活動に限定されていること
- ロ. 具体的行為に関することに限定されていること
- ハ. 公表に同意している者に限定されていること

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

[ ]

(2) 金融庁のノーアクションレター制度における照会者の代理人の範囲は、弁護士、公認会計士等の照会事項につき高い専門的知見を有する者に限定されていますが、これについてどのように考えますか。

- イ. 現行の範囲は広すぎる。
- ロ. 現行の範囲で適当である。
- ハ. 現行の範囲は狭すぎる。

(2)-1. (2)で「ハ. 現行の範囲は狭すぎる。」と答えた方にお聞きます。

弁護士、公認会計士等の照会事項につき高い専門的知見を有する者の他にどのような者が代理人として認めらるべきと考えますか。

[ ]

## 3. 照会の方式

(1) 照会書面には、法令適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていることが要件とされていますが、これをどのように考えますか。

- イ. 適当である。
- ロ. 不適當である。

(1)-1. (1)で「ロ. 不適當である。」と答えた方にお聞きます。

その理由をお答え下さい。

[ ]

4. 回答期間について

(1) 金融庁のノーアクションレター制度では、照会者からの照会書面が照会窓口へ到達してから原則として30日以内に照会者に回答することになっていますが、これについてどのように考えますか。

イ. 適當である。

ロ. 不適當である。

(1)-1. (1)で「ロ. 不適當である。」と答えた方にお聞きます。

i. 適當と考える期間をお答え下さい。

照会書面が照会窓口へ到達してから\_\_\_日以内

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

[ ]

(2) 次に掲げるケースには、各々の定める期間を回答期間とすることとしていますが、これについてどのように考えますか。

[ a. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合：原則 60 日以内  
b. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある  
場合：30 日を超える合理的な期間内  
c. 他府省との共管法令に係る照会の場合：原則 60 日以内 ]

イ. 適當である。

ロ. 不適當である。

(2)-1. (2)で「ロ. 不適當である。」と答えた方にお聞きます。

i. 見直すとすればどのようにすべきと考えますか。(複数回答可)

イ. a. b. c. の一部又は全部について原則どおり30日以内にすべき

(該当するもの全てに丸を付けて下さい： a. b. c. )

ロ. 延長する期間を短縮すべき。

(該当するもの全てに丸を付け、短縮すべき期間を記入して下さい：a. \_\_\_日、b. \_\_\_日、c. \_\_\_日)

ハ. 他にも30日を超えるケースがあってもよい。

ニ. その他

[ ]

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

[ ]

#### 5. 回答を行わない事案について

(1) 下記①～⑦に該当する場合は、金融庁は回答を行わないことができるとされていますが、これについてどのように考えますか。

- [
- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
  - ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
  - ③ 申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会
  - ④ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
  - ⑤ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類別の照会
  - ⑥ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
  - ⑦ 類似の事案が争訟(訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て)の対象となっている照会
- ]

イ. 適当である。

ロ. 不適當である。

(1)-1. (1)で「ロ. 不適當である。」と答えた方にお聞きます。

i. 具体的にどのような点が不適當で、どのように見直すべきと考えますか。

[ ]

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

[ ]

#### 6. 照会者並びに照会及び回答内容の公表について

(1) 金融庁のノーアクションレター制度では、照会者並びに照会及び回答内容につき公表することとされておりますが、照会者が希望する場合には、その理由に応じ公表を延期する制度を設けています。このことを前提に以下の質問にお答え下さい。

照会者並びに照会及び回答内容を公表することへの同意を要件としていることは適當と考えますか。

イ. はい。

ロ. いいえ。

(1)-1. (1)で「ロ. いいえ。」と答えた方にお聞きします。

どのように見直すべきと考えますか。

- イ. 全部の項目を非公表とすべきである。
- ロ. 一部の項目を非公表とすべきである。

(1)-i-1. (1)-1で「イ. 全部の項目を非公表とすべきである。」と答えた方にお聞きします。

その理由をお答え下さい。

[ ]

(1)-i-2. (1)-1で「ロ. 一部の項目を非公表とすべきである。」と答えた方にお聞きします。

どの項目を非公表とすべきと考えますか。非公表とすべき項目とその理由をお答え下さい。(複数回答可)

イ. 照会者

その理由

[ ]

ロ. 照会内容

その理由

[ ]

ハ. 回答内容

その理由

[ ]

(2) 仮に、公表への同意が要件ではなく、照会者の任意に委ねられている場合、あなた(貴社)が照会する際に公表に同意しますか。

- イ. 同意する。
- ロ. 事案によっては同意する。
- ハ. 同意しない。
- ニ. その他

[ ]

(2)-1. (2)のお答えの理由をお書き下さい。

[ ]

(3) 仮に、公表への同意が要件となっていない場合

i. あなた(貴社)が金融庁のノーアクションレター制度を利用する回数はどうなりますか。

イ. 増えると思う。

ロ. 変わらない。

ハ. 減ると思う。

ニ. その他

( )

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

( )

7. 公表の方法について

(1) 照会者並びに照会及び回答内容の公表の方法は金融庁ホームページに掲載することとなっておりますが、この掲載方法についてご意見がございましたら具体的にお書き下さい。

( )

(2) 照会者並びに照会及び回答内容の公表の時期は原則として回答から30日以内とされていますが、これについてどのように考えますか。

イ. 適当である。

ロ. 不適当である。

(2)-1. (2)で「ロ. 不適当である。」と答えた方にお聞きます。

i. 適当と考える時期をお答え下さい。

回答から\_\_\_日以内

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

( )

8. 公表の延期について

(1) 照会者並びに照会及び回答内容の公表は、合理的な理由がある場合には例外的に時期を延期することが認められていますが、このことを知っていましたか。

イ. はい

ロ. いいえ

(2) 公表の延期の要件としている合理的な理由を細則に例示すべきと考えますか。

- イ. はい
- ロ. いいえ

(2)-1. (2)で「イ. はい」と答えた方にお聞きします。

その理由と、具体的にどのような内容を例示すべきと考えるかについてお答え下さい。

理由	}
例示	
内容	

**IV. 細則等の記載について**

別紙1(「金融庁における法令適用事前確認手続の導入について」)及び別紙3(「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」)の記載中、意味がわかりにくい文章表現や単語等がございましたら、できるだけ具体的にご指摘下さい。

{

**V. その他**

その他、金融庁のノーアクションレター制度に関するご要望、ご意見等がございましたらご自由にお書き下さい。

{

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。